第二編第一章第三節中第百五十四条の三を第百五十六条とする。

第百五十四条の二第一項中「に係る延滞税の還付」を「の還付」に改め、同項第二号中「（各事業年度の所得に対する法人税額）」を「（確定申告）」に改め、同条第二項中「さかのぼつて」を「遡つて」に改め、同条を第百五十五条とする。

第百七十三条の二中「（第百五十五条の四十八（所得税額等の還付手続等）において準用する場合を含む。）」を削る。

第百七十四条第一項中「第百三十四条第三項（」の下に「確定申告に係る」を加え、「よる中間納付額に係る延滞税の還付）、第八十一条の三十第二項（連結中間納付額に係る延滞税の還付）、第八十一条の三十第一項」を削り、「各事業年度の所得に対する法人税額）又は第八十一条の二十二第一項第二号（各連結事業年度の連結所得に対する法人税額）を「確定申告」に改め、「（第百五十五条の四十九（中間納付額の還付手続等）において準用する場合を含む。）」を削り、同条第三項中「又は連結中間申告書」、「（法第八十一条の三十第三項において準用する場合を含む。）」及び「（第百五十五条の四十九において準用する場合を含む。）」を削り、同条第四項中「（第百五十五条の四十九において準用する場合を含む。）」を削る。

第百七十五条第一項中「又は当該連結事業年度の連結所得に対する法人税の額のうち内国法人が提出した連結確定申告書に記載された法第八十一条の二十二第一項第二号（連結確定申告）に掲げる金額として納付されたもの」を削る。

第百八十四条第一項第二号を削り、同項第三号中「の益金不算入等」を削り、同号を同項第二号とし、同項第四号を同項第三号とし、同項第五号を同項第四号とし、同項第六号を同項第五号とし、同項第七号中「の損金不算入等」を削り、同号を同項第六号とし、同項第八号を同項第七号とし、同項第九号中「資本金等の額」を「資本金の額及び資本準備金の額の合計額又は出資金の額」に改め、同号を同項第八号とし、同項第十号を同項第九号とし、同項第十一号から第十三号までを一号ずつ繰り上げ、同項第十四号ロ中「第二十号」を「第十九号」に改め、同号を同項第十三号とし、同項第十五号を同項第十四号とし、同項第十六号中「青色申告書を提出した事業年度の」及び「及び第五十八条（青色申告書を提出しなかつた事業年度の災害による損失金の繰越し）」を削り、同号イ中「及び第五十八条第一項」を削り、同号ロ中「及び第五十八条第五項」を削り、同号を同項第十五号とし、同項第十七号中「第三項」を「第四項」に改め、同号を同項第十六号とし、同項第十八号を同項第十七号とし、同項第十九号から第二十一号までを一号ずつ繰り上げ、同条第四項中「第一項第十九号」を「第一項第十八号」に改め、同条第五項の表中

第二十一条第二項第一号（負債の利子に準ずるもの）	第二条第三号生命保険会社 第百十六条第一項

を

第十九条第二項（関連法人株式等に係る配当等の額から控除する利子の額）	額をいう の合計額
第十九条第三項第一号	第二条第生命保険
第十九条第三項第一号イ	保険業法

に改め、同表第二十一条第二項第二号の項中「第二十一条第二項第二号」を「第十九条第三項第二号」に改め、同表第二十二条第一項第一号（株式等に係る負債の利子の額）の項を削り、同表第二十九条第二項第四号の項中「開始し又は」を「開始し、又は」に改め、同表第六十九条第一項第一号イ（定期同額給与の範囲等）の項を次のように改める。

第六十九条第一項第一号イ(2)（定期同額給与の範囲等）	第七十五条の二第一項各号 第百四十四条の八（確定申告書の提出期限の延長の特例）において準用する法第七十五条の二第一項各号

第百八十四条第五項の表第六十九条第四項第一号の項及び第六十九条第十三項の項を削り、同表第百十二条第五項第二号及び第七項の項を次のように改める。

第百十二条第五項第二号及び第七項並びに第百十三条第一項第一号及び第五項第二号（引継対象外未処理欠損金額の計算に係る特例）	第八十条 （同条第十二項又は第十三項の規定の適用がある場合には、これらの規定により還付を受けるべき金額の計算の基礎となつた金額とされたもの）並びに 第百四十四条の十三

第百八十四条第五項の表第百十二条第十八項の項中「第百十二条第十八項」を「第百十三条の二第五項（事業の再生が図られたと認められる事由等）」に改め、同表第百十二条第十八項第一号の項中「第百十二条第十八項第一号」を「第百十三条の二第五項第一号」に改め、同表第百十二条第十八項第二号の項中「第百十二条第十八項第二号」を「第百十三条の二第五項第二号」に改め、同表第百十二条第十八項第三号の項中「第百十二条第十八項第三号」を「第百十三条の二第五項第三号」に改め、同表第百十三条第一項第一号及び第五項第二号（引継対象外未処理欠損金額の計算に係る特例）の項及び第百十六条第一項（災害による繰越損失金の範囲）の項から第百十六条の二第六項の項までを削り、同表第百二十一条の五第一項（繰り延べたデリバティブ取引等の決済損益額の計上時期等）の項、第百三十三条の二第五項（一括償却資産の損金算入）の項及び第百三十九条の四第十項（資産に係る控除対象外消費税額等の損金算入）の項中「第十条の三第三項」を「第十条第三項」に改める。

第百八十八条第十項中「に係る債務者の償還差益又は償還差損の益金又は損金算入」を「の償還差損益」に改め、同条第十四項中「第二十二条（株式等に係る負債の」を「第十九条（関連法人株式等に係る配当等の額から控除する」に、「同条第一項中「合計額に」とあるのは「」を「同条第二項中「額をいう」とあるのは「額をいい、恒久的施設を通じて行う事業に係るものに限る」と、「」の合計額」とあるのは「」の」に、「」に」と、「貸借対照表」とあるのは「」を「。第一号において同じ。）」と、「の合計額のうち」とあるのは「（」に、「貸借対照表」と、同条第四項中「合計額に」

	額をいい、恒久的施設を通じて行う事業に係るものに限る （恒久的施設を通じて行う事業に係るものに限る。第二号において同じ。）の合計額のうち
第二条第八項	第二条第八項
外国生命保険会社等	外国生命保険会社等
保険業法第百九十九条（業務等に関する規定の準用）の規定により読み替えられた同法	第百九十九条（業務等に関する規定の準用）の規定により読み替えられた同法第二十一条第二項第二号の項